

群馬県大学図書館協議会

会報

第15号

発行 2006年2月28日
 編集 群馬県大学図書館協議会
 「会報」編集委員会
 前橋市荒牧町4-2
 (群馬大学総合情報メディアセンター内)
 ☎ 027-220-7178

平成17年度大学図書館研究会

共催 群馬県図書館協会

テーマ「大学図書館における著作権問題について」

平成17年度大学図書館研究会が、群馬県図書館協会との共催により、9月13日(火)群馬県立県民健康科学大学にて開催され、群馬県大学図書館協議会加盟館16館より総勢29名が参加しました。

研究会は、当協議会会長代理松原康夫氏(群馬大学総合情報メディアセンター課長)と会場館である群馬県立県民健康科学大学の脇誠治附属図書館長の開会の挨拶の後、森一郎氏(国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会ワーキンググループ)の講演が行われました。

講演は「大学図書館における著作権問題について」という題目で森氏にご用意いただいたレジメを元に行われ、まず著作権とは何かという基本的事項からお話をいただき、続いて図書館業務における著作権について説明していただいた後、最後に図書館における著作権をめぐる最新の動向についてお話がありました。

講演の後、休憩をはさんで講演や事前アンケートの結果をふまえ、講師も参加して自由討議が行われました。著作権の問題は私たち図書館職員にとっては一番身近で大切な事項のため、非常に活発な意見交換および情報交換が行われ、実り多い研修会となりました。

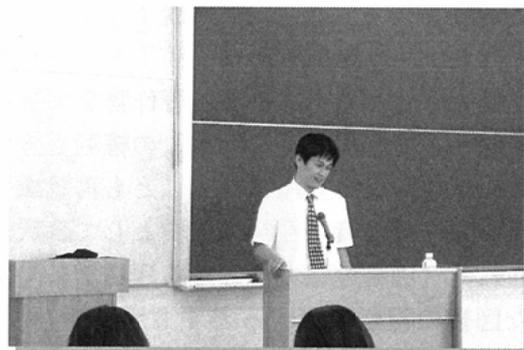
参加者からの声

「著作権問題Q&A」な日々

群馬工業高等専門学校図書館
 山内 可菜

9月13日、群馬県立県民健康科学大学において、大学図書館における著作権をテーマに大学図書館研究会が行われた。私も日々直面する問題解決の糸口を掴むべくこの研究会に臨んだ。

講演では、はじめに講師の森一郎氏(国公私立大学図書館協力委員会・大学図書館著作権検討委員会WG)から著作権法(以下、法)についての丁寧な解説があった。図書館サービスと著作権とは密接な関係がある。何度も見聞きすることの多い条文ではあるが、基本を正確に理解していなければ、そのつもりはなくても法を犯してしまう危険もあるのだ、と身の引き締まる思いで聴いた。図書館でのコピーサービス(ILLや館内設置のコピー機の運用)に際しては、「複製権」が大きく関わってくるが、図書館で法第31条に則ったコピーサービスを行うには、司書または「文化庁長官



が定める著作権に関する講習を終了した者」がいなくてはならない。つまり、図書館に従事するのは著作権についての正しい知識をもっていることを前提に法第31条は機能するということだ。このことを常に心に留めつつ、私たち図書館員は著作権について常に広く勉強し、資料の利用に供しなければならないのだと、改めて感じた。

後半では、図書館業務とそれに関連する著作権法について、森氏が全面的に作成に携わった『大学図書館における著作権Q&A(第4版)』(以下、『Q&A』)や過去の判例に触れながら説明された。私はこの4年ほどILL業務に従事しているため、特にこの『Q&A』に該当する問題の多くを経験している。当初、大学図書館間におけるコピーサービスも、法第31条により当然のように行われているのだと漠然と思っていた。しかし、後に『Q&A』の中で”大学図書館間で行われている

文献複写は、著作権法上合法なのか？”という項目を目にし、はっとさせられた。文献複写を求める利用者を、複写をする図書館の「利用者」と認めることは、権利者と図書館側とで協議を重ねた上で合意に至った見解だとそこで初めて知ったのだ。そのほかにも、「大学図書館における文献複写に関する実務要綱」「大学図書館協力における資料複製に関するガイドライン」等、権利者と図書館（国公私大学図書館協力委員会）との協議を経て策定されている。つまり、それまで著作権法で規定された権利制限が、大学図書館のサービスとしてどこまで運用できるのか、条文だけの明確な判断は難しかったということだ。

この4年の間にも「著作権法」やILL上の運用ガイドラインは度々変化してきた。その度に、「うちはこのように理解で運用をしているけど、果たしてそれでいいのか」と不安を感じることもあるのだが、この研究会で県内の大学図書館職員が一堂に集まって著作権について基礎から確認し、関連する情報を分かち合い、日々の疑問を話し合える場を得られたことは非常に良かったと思う。私たちは、直接向き合う「利用者」の利便ばかりを優先させがちであるが、著作物を大量に扱う図書館として、その「権利者」の権利もきちんと守らねばならない立場にあることも再認識した。

なお、著作権の今後の展開として森氏から紹介された「図書館協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」「複製物の写り込みに関するガイドライン」は、この1月1日より発効している。今後は、拡大を続けるデジタルコンテンツに対応した法整備と運用が待たれる。



大学図書館研究会に参加して

群馬大学総合情報メディアセンター
星野 亜有

9月13日に開催された「大学図書館研究会」に参加しました。今回のテーマは著作権ということで、講演や討論等で色々な面から著作権の問題を

検討しました。

最近では著作権は私たちの生活の中にも密接に関係するようになりました。音楽やインターネットなど、様々なところで著作権という言葉を目にします。しかし、その詳しい内容は私自身ほとんど理解していませんでした。

今回の研究会で、今まであまり学ぶ機会のなかった著作権に関して様々な問題があることを知り、その対応策を知ることが出来てとても参考になりました。

著作権問題は一つの事柄に対しても人によって様々な見解がなされ、正しい回答が一つとは限りません。どの回答が正しいのか、個人の判断に委ねられる場合もあり、図書館員一人一人の知識の向上が必要だと感じました。

これからも利用者の要望に迅速に対応できるように、日々学んでいきたいと思えます。

大学図書館研究会に出席して

高崎健康福祉大学図書館短期大学部分館
司書 原 佳子

昨年9月に行われました研究会での討議、また県民健康科学大学附属図書館を見学させていただいたことは、その後の業務でも参考としております。

特に、複写については、複写可能な範囲など以前から悩むことが多かったので、いくつか疑問点を解決することができました。ただ、文献複写申込書の記入については、いまだに悩むことがあります。それは、複写依頼が多量にきたときや、カウンターでの応対に忙しいときなど、記入漏れを見落としてしまったり、申込書の記入を利用者に面倒がられてしまうことです。その都度、著作権があるので、と説明しているのですが、うまく伝わらないこともあり、どのようにすれば申込書への記入が必要であることを、利用者に浸透させられるのだろうかと思っております。

自分のことを振り返ってみれば、司書になるまでは著作権について深く知る機会はありませんでしたし、利用者も知らない方のほうが多いのかもしれない。だからこそ、私達が利用者へ働きかけることが必要なのでしょう。見学した図書館では注意事項をテープで流すなど、徹底しているといった印象を受けましたが、そういったことが重要なのだと感じました。私もわかりやすい説明を心がけ、利用者へ著作権を理解してもらえようになりたいと思えます。

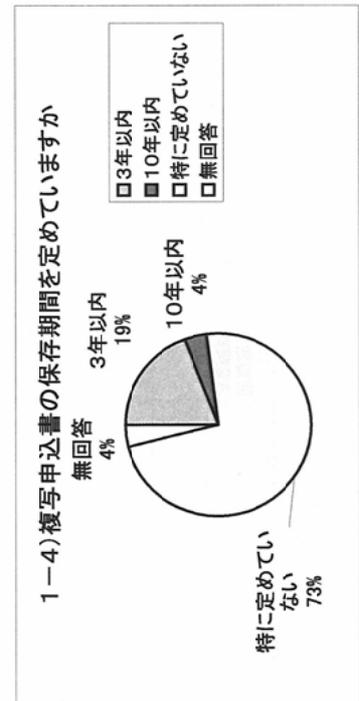
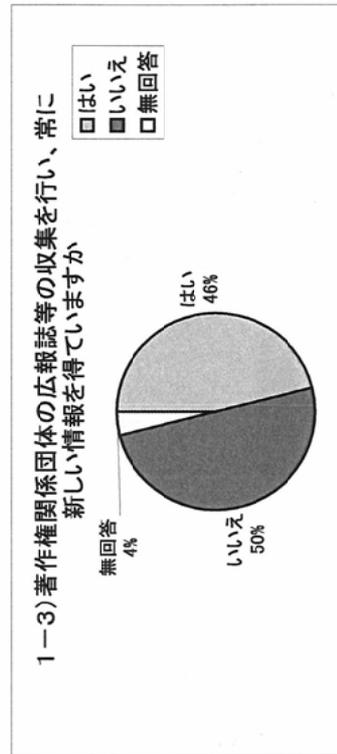
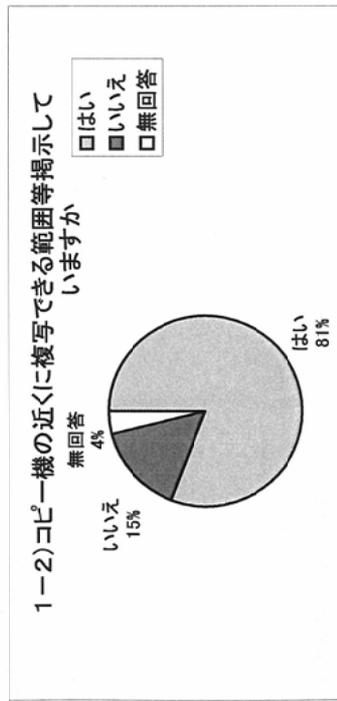
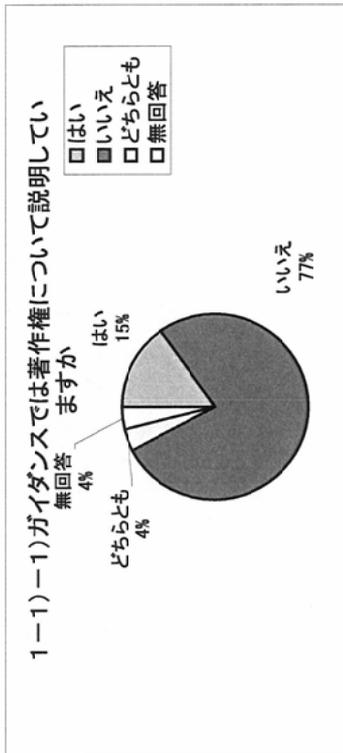
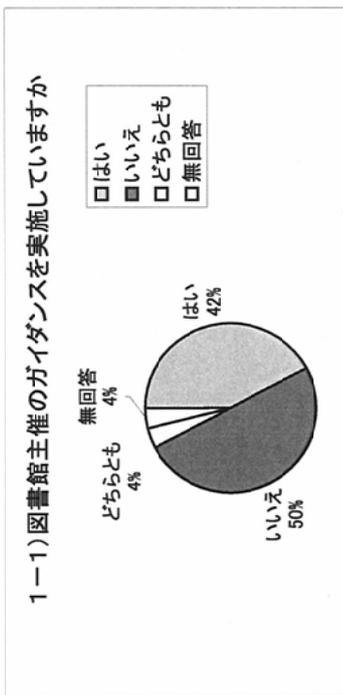
平成17年度大学図書館の著作権に関するアンケート(図書館別)結果一覧

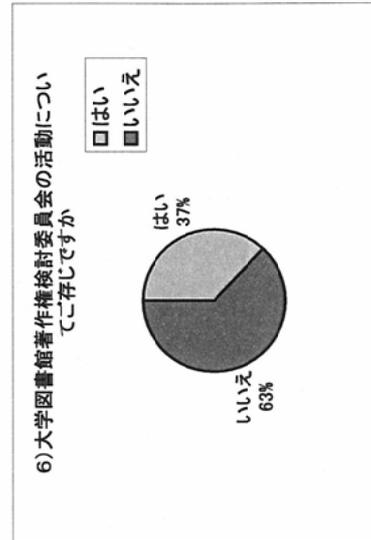
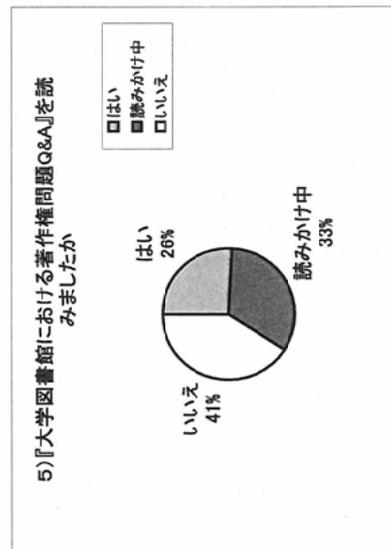
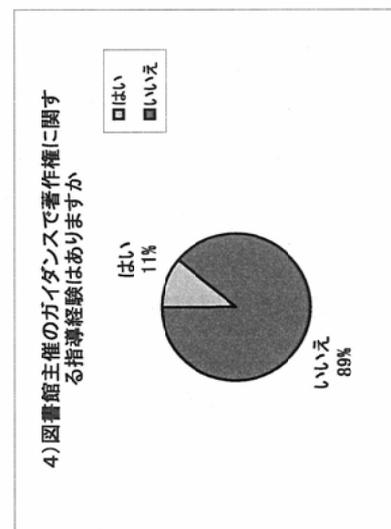
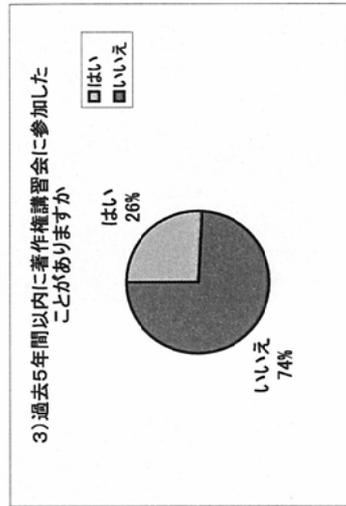
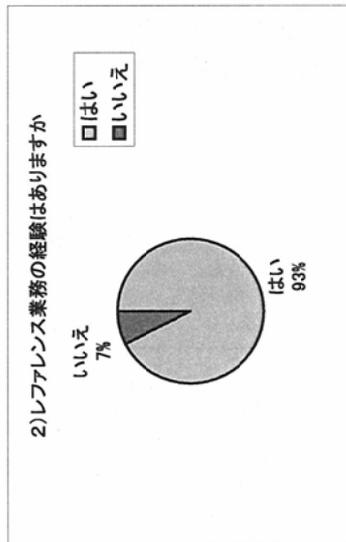
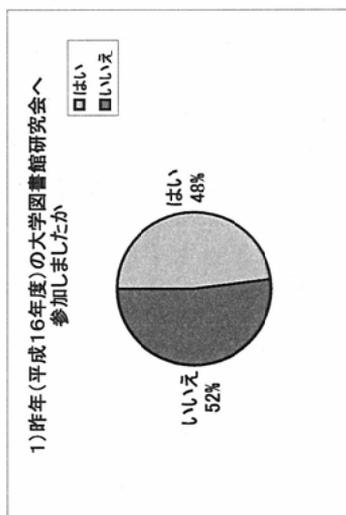
大学図書館の著作権に関するアンケート(図書館別)結果一覧

図書館名	1-1) 図書館主催のガイダンスを実施していますか	1-1)-1) ガイダンスでは、著作権について説明していますか	1-2) コピー機の近くに著作権等表示の範囲等掲示していますか	1-3) 著作権関係団体の広報誌等の収集を行い、常に新しい情報を得ていますか	1-4) 複写申込用紙の保存期間を定めていますか	2. 今回のテーマに関して、特に議論して欲しい問題について、他館の事情を聞きたいことがありませんか	3. 今回のテーマに関わらず、日ごろ悩んでいる問題について、他館の事情を聞きたいことがありませんか	4. 次回(平成18年度)取り上げてほしいテーマがありますか
1 青英短期大学図書館	いいえ	---	はい	はい	3年以内	*館内設置パソコンの利用範囲(検索のみか、検索+e-mail又は、文書作成までとめているか)・インターネットによる検索ページの複写料金・研究費で購入する資料の扱い(設備、消耗の分け方等)		
2 関東学園大学松平記念図書館	いいえ	---	はい	はい	特に定めていない	*インターネット上の情報について、プリントアウトして利用者に提供する事は著作権上可能かどうか(特に論文や会議のパワーポイント資料など)	*図書館のコピー機が図書館の資産として管理されているか	図書館の評価測定
3 関東短期大学松平記念図書館	はい	はい(複写について簡単に)	はい	はい	特に定めていない	*図書館側では、資料(電子メディア・ツール等)におけるアップロード・ダウンロードを他館ではどのように処理して運用しているかについて *利用者に対しては、ネットを利用した資料についての著作権の除わりへの意識をどう喚起させる努力をするか(情報リテラシー・ガイダンスのなかで)		
4 桐生短期大学図書館	いいえ	---	はい	いいえ	特に定めていない			
5 共愛学園前橋国際大学図書館	はい	いいえ	はい	いいえ	特に定めていない			
6 群馬県立県民健康科学大学附属図書館	どちらともいえない	どちらともいえない	はい	いいえ	特に定めていない	*ビデオ等の貸出し *CD-ROM等の貸出し(動画の貸出し) *著作権の最新情報をどのようにキャッチしているか?どのような研修会に参加しているか	*この協議会に望むもの(新しい事業、研修、交流等)	NIJ事業研修 図書館と個人情報保護法について
7 群馬県立女子大学附属図書館	いいえ	---	はい	はい	特に定めていない		*教員の著作権に対する意識の低さ	
8 群馬工業高等専門学校図書館	はい	いいえ	はい	はい	特に定めていない			
9 群馬社会福祉大学図書館	いいえ(学校のオリエンテーションと一緒に)	---	いいえ(ただし、カウンターにて説明あり)	はい	特に定めていない		*複写できる範囲について、具体例を交えて御話し直したい。特に、一著作物とはどこまでなのか?分らない場合があるため、もう一度学び直したいです	

平成17年度大学図書館研究会 大学図書館の著作権に関するアンケート(図書館別)結果一覧

図書館名	1-1) 図書館主催のガイドラインを実施していますか	1-1)-1) ガイドラインでは、著作権について説明していますか	1-2) コピー機の近くに著作権の表示がなされている範囲等掲示していますか	1-3) 著作権関係団体の広報誌等の取集を行い、常に新しい情報を得ていますか	1-4) 複写申込用紙の保存期間を定めていますか	2. 今回のテーマに関して、特に議論して欲しい問題等がありましたらお書きください	3. 今回のテーマに関わらず、日ごろ悩んでいる問題について、他館の事情を聞きたいことがありましたらお書きください	4. 次回(平成18年度)取り上げてほしいテーマがありましたらお書きください
16 高崎健康福祉大学図書館	いいえ	---	はい	はい	特に定めていない	*各大学の「文庫複写申込書」の様式がいろいろあり、参考にしたい	*利用者の多い図書館の複写は何冊位そなえているか *紛失図書の実理について	電子ジャーナル
17 高崎商科大学図書館	いいえ	---	はい	いいえ	特に定めていない			
18 東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館	いいえ	---	はい	いいえ	特に定めていない(申込用紙はない)		*本学図書館はカード式でセルフサービスとなっています。コピー機の近くには著作権に関する注意事項を貼付していますが、学生から「コピー機のところに書いてあるが、それを守らなくてもいいか?」と聞いた質問が時々あり、できなかつたか知らず「規則だからなんだから知らないが融通がきかないのでは」といったクレームとなるケースがあります。「著作権法」という言葉で説明してもなかなか理解を得られず困っています	
19 東洋大学附属図書館振倉分館	はい	いいえ	はい	いいえ	3年以内			
20 新島学園短期大学附属図書館	いいえ	---	はい	いいえ	特に定めていない		*収集規程・除籍規程を持っているかどうか。持っている場合は、そのコピーを載せたいため、規程の実施状況もお聞きしたい。	
21 放送大学群馬学習センター図書館	いいえ	---	いいえ	いいえ	10年以内	*定期刊行物(月刊雑誌等)の複写の取扱いについて(文庫複写の可能な時期を早期化できないか。現在次号が発行されて複写可能...雑誌等の情報は鮮度が命)		
22 前橋工科大学附属図書館	いいえ	---	はい	はい	3年以内			
23 明和学園短期大学図書館	はい	いいえ	いいえ	はい	特に定めていない			





第3回群馬県図書館大会

～進化する図書館～今、求められているもの～

平成17年11月30日（水）群馬県立図書館等を会場に第3回群馬県図書館大会が308名の参加を得て開催されました。午前中は大会行事の他、記念講演があり、阿刀田高氏が「読書はこんなに楽しい」と題して話をされました。

午後のテーマ別分科会では、第1分科会「県内図書館の連携」、第2分科会「豊かな子ども読書活動の展開」、第3分科会「住民参加の図書館づくり」が行われました。

第1分科会では、「学校図書館と大学図書館との連携の可能性を探る」として、群馬大学総合情報メディアセンター図書館の瀧澤憲也氏と県立桐生女子高等学校の宮崎好久氏が事例発表を行い、その後参加者を交えて討議が行われました。参加者アンケートからは、「学校図書館の実情がよくわかった」、「小中高大を問わず利用者教育の必要性を強く感じた」などの意見がよせられました。

また、「市町村合併と図書館サービス」と題して伊勢崎市図書館の新船直孝氏が、合併市町村の実情がよく把握できる「市町村合併と図書館アンケート」に基づき発表されました。



群馬県大学図書館協議会会員名簿

育英短期大学図書館	群馬大学総合情報メディアセンター図書館	高崎健康福祉大学図書館短期大学部分館
関東学園大学松平記念図書館	群馬大学総合情報メディアセンター図医分館	高崎商科大学図書館
関東短期大学松平記念図書館	群馬大学総合情報メディアセンター図工分館	東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館
桐生短期大学図書館	群馬パース大学附属図書館	東洋大学附属図書館板倉分館
共愛学園前橋国際大学図書館	上武大学附属図書館	新島学園短期大学図書館
群馬県立県民健康科学大学附属図書館	上武大学附属図書館分館	放送大学群馬学習センター図書室
群馬県立女子大学附属図書館	創造学園大学図書館創造芸術学部	前橋工科大学附属図書館
群馬工業高等専門学校図書館	創造学園大学八千代キャンパス図書館	明和学園短期大学図書館
群馬社会福祉大学図書館	高崎経済大学附属図書館	
群馬松嶺福祉短期大学図書館	高崎健康福祉大学図書館	

編集後記 会報第15号をお届けします。会員のみなさまから原稿をお寄せいただき、ありがとうございました。

編集委員 関口富江（明和学園短期大学） 奈良厚子（群馬県立女子大学） 瀧澤憲也（群馬大学）